

第1 平成19年度上半期の財政状況

補正予算のポイントは何か。 - 予算編成のポイント -

平成19年3月25日に発生した能登半島地震は、本県に甚大な被害をもたらしたことから、その復旧・復興対策について補正予算を編成し対応することとしました。

4月17日には、緊急の対応が不可欠の、被災者に対する救助のほか生活再建・健康管理等の支援や、被災企業への支援、観光面の風評被害対策等を盛り込んだ補正予算を専決処分し、これらの対策に取り組むこととしました。

6月補正予算では、公共土木施設等の災害復旧事業のほか、被災地の復興・被災者の自立支援に向けた取り組みを支援する復興基金、中小企業支援のための被災中小企業復興支援基金の二つの基金の設置など、地震被害からの本格的な復旧・復興の実現を図ることとしました。

また、9月補正予算では、梅雨災害や中越沖地震等に伴う災害対策をはじめ、情勢の変化を踏まえ、新たな対応が必要になった施策に取り組むこととしました。

どのような事業が盛り込まれているのですか。 - 補正予算の重点施策 -

<4月補正予算>

1 被災者に対する救助（災害救助法に基づく被災者の保護など）

- ・ 応急仮設住宅の設置
- ・ 被災住宅の応急修理
- ・ 避難所の設置、炊き出し、学用品の支給など

2 被災者の生活再建等の支援

- ・ 被災者の生活再建支援
- ・ 被災住宅再建利子補給金制度の創設
- ・ 災害援護資金の貸付

3 被災者の健康管理等の支援

- ・ 被災高齢者の健康サポート
- ・ 被災高齢者の介護施設への避難支援
- ・ 被災地における妊産婦へのケア
- ・ 被災者のこころのケア

4 災害弔慰金の支給

5 被災企業に対する支援

- ・ 能登半島地震対策融資の創設
- ・ 能登半島地震対策資金利子・保証料の助成
- ・ 制度融資の償還猶予の条件緩和

6 風評被害への対策

- ・「元気宣言、能登。」観光キャンペーンの実施
- ・輪島塗の首都圏緊急キャンペーンに対する支援

<6月補正予算>

1 災害の早期復旧

- ・公共土木施設、能登有料道路、能登空港、農林水産業施設、社会福祉施設、県立学校など

2 復興に向けた支援

- ・復興プランの策定
- ・被災地の復興・被災者の自立支援
能登半島地震復興基金の設置
- ・中小企業の再建・復興
能登半島地震被災中小企業復興支援基金の設置

3 震災対策の強化

- ・地域防災計画の見直し

<9月補正予算>

1 災害の早期復旧と2次災害の防止

- ・土木施設等災害復旧
- ・土砂災害防止対策

2 柴山潟の浸水対策

- ・堤防の嵩上げ、水門の設置

3 交流・物流拠点連結道路の整備

- ・北陸自動車道安宅PAスマートIC

4 金沢港物流機能の強化

- ・大水深岸壁暫定供用（H20年秋）に向けた引船の配備

5 ふるさと就職の促進

- ・合同企業説明会の開催、企業情報誌の提供

6 産業界のニーズに対応したものづくり人材の育成

- ・高等学校（工業科）における生徒・教員の企業実習・研修など

予算額はいくらですか。 - 一般会計補正予算と現計予算の状況 -

歳出性質別予算

印減(単位:千円、%)

区 分	上半期補正予算額				平成19年度9月 現計予算額 A	平成18年度9月 現計予算額 B	増減率 (A - B) B
	4月補正予算額	6月補正予算額	9月補正予算額	合計			
1 職 員 費	-	-	-	-	162,293,014	161,447,014	0.5
2 投 資 的 経 費	1,851,000	19,637,530	2,472,868	23,961,398	135,424,996	122,887,451	10.2
一 般 公 共 事 業	-	2,583,610	428,091	3,011,701	54,930,367	58,809,053	6.6
国庫補助建設事業	1,800,000	307,098	10,138	2,117,236	5,677,718	3,954,688	43.6
一 般 単 独 事 業	-	399,856	456,811	856,667	37,348,964	39,472,942	5.4
災 害 復 旧 事 業	51,000	16,346,966	1,549,028	17,946,994	21,804,005	5,287,806	312.3
国直轄事業費負担金	-	-	-	-	14,580,990	14,436,891	1.0
受 託 事 業	-	-	28,800	28,800	1,082,952	926,071	16.9
3 土 木 施 設 維 持 補 修 費	-	-	-	-	1,499,956	1,499,956	0.0
4 一 般 行 政 経 費	2,618,675	58,042,000	168,551	60,829,226	205,588,823	140,278,744	46.6
国庫補助のあるもの	730,375	-	63,000	793,375	44,782,655	42,484,756	5.4
国庫補助のないもの	1,888,300	58,042,000	105,551	60,035,851	160,806,168	97,793,988	64.4
5 公 債 費	-	-	-	-	93,528,835	91,068,001	2.7
合 計	4,469,675	77,679,530	2,641,419	84,790,624	598,335,624	517,181,166	15.7

上半期補正予算は、総額 848 億円となり当初予算と合わせた予算規模は 5,983 億円、平成18年度9月現計予算に比べ、15.7%増となりますが、これは能登半島地震の復旧・復興対策のため4月および6月を中心に3回にわたり補正予算を編成し対応したことによるものです。

ひとくちメモ

投資的経費

道路、学校、公営住宅の建設等その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費及び災害復旧事業費からなっています。普通建設事業のうち、国の補助金・負担金を受けて行う事業が「一般公共事業」、国からの補助金を受けることなく独自に事業を実施する事業が「一般単独事業」です。

一般行政経費

すべての行政事務に要する経費から、人件費、投資的経費、維持補修費、公債費を除いたものですが、一般的には、投資的経費がハード整備に要する経費であるのに対し、一般行政経費は産業振興、少子化対策、観光振興、環境対策などのソフト事業に要する経費といえます。

歳出目的別予算

印減(単位:千円、%)

区 分	上半期補正予算額				平成19年度9月	平成18年度9月	増減率 (A-B) B
	4月補正予算額	6月補正予算額	9月補正予算額	合計	現計予算額 A	現計予算額 B	
1 議 会 費	-	-	-	-	1,257,516	1,247,784	0.8
2 総 務 費	4,295,875	2,000	80,778	4,378,653	65,712,679	59,955,946	9.6
3 企 画 県 民 文 化 費	-	51,040,000	57,000	51,097,000	65,522,474	13,633,560	380.6
4 健 康 福 祉 費	19,800	307,098	7,000	333,898	61,956,322	61,586,010	0.6
5 環 境 費	-	-	-	-	3,004,994	3,527,127	14.8
6 商 工 観 光 労 働 費	103,000	7,000,000	15,000	7,118,000	26,907,259	19,692,422	36.6
7 農 林 水 産 業 費	-	682,421	40,911	723,332	38,887,629	39,439,666	1.4
8 土 木 費	-	2,285,509	770,619	3,056,128	74,045,303	77,638,019	4.6
9 警 察 費	-	-	90,424	90,424	26,975,402	28,026,042	3.7
10 教 育 費	-	15,536	30,659	46,195	118,080,611	114,981,561	2.7
11 災 害 復 旧 費	51,000	16,346,966	1,549,028	17,946,994	22,164,505	6,119,240	262.2
12 公 債 費	-	-	-	-	93,620,930	91,133,789	2.7
13 予 備 費	-	-	-	-	200,000	200,000	0.0
合 計	4,469,675	77,679,530	2,641,419	84,790,624	598,335,624	517,181,166	15.7

対前年度比較の便宜上、平成19年度の組織改正等を踏まえ、平成18年度9月現計予算額を組み替えています。

ひとくちメモ

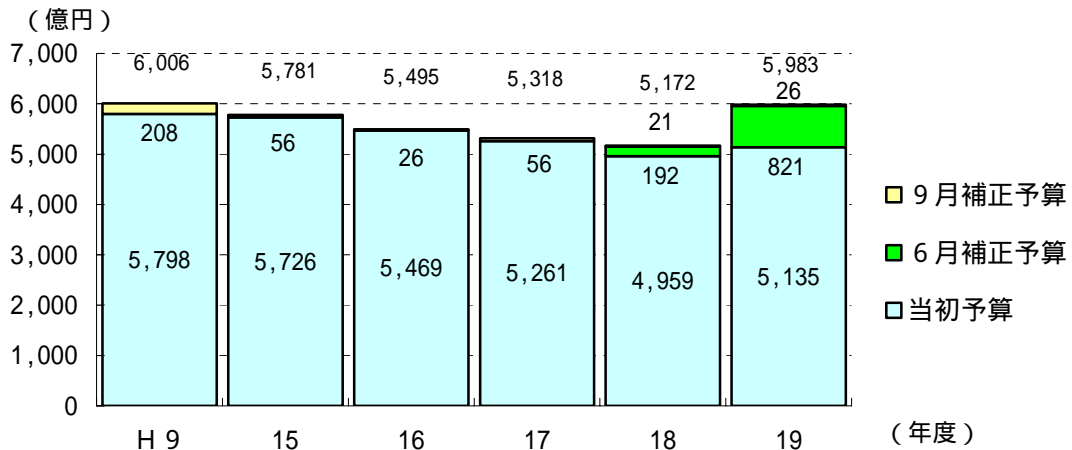
公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいい、人件費、社会保障関係経費（社会保障関係経費とは、扶助費（介護保険などの高齢者対策、子育て支援、障害者施策などの経費）に児童手当費や国民健康保険関連経費などの経費を加えたものを言います。）とともに義務的経費ですが、人件費や社会保障関係経費と違い、過去の債務の支払いに要する経費です。

借換債

県債の借入は、一定年限の固定金利で行われていますが、借換債とは借入先（民間金融機関等）との借入契約に基づき償還期間の途中で、残金をその時点の利率により借り換える（残金を全額返還し、同額を借入）ことで、借入残金には影響しません。

一般会計9月現計予算の推移



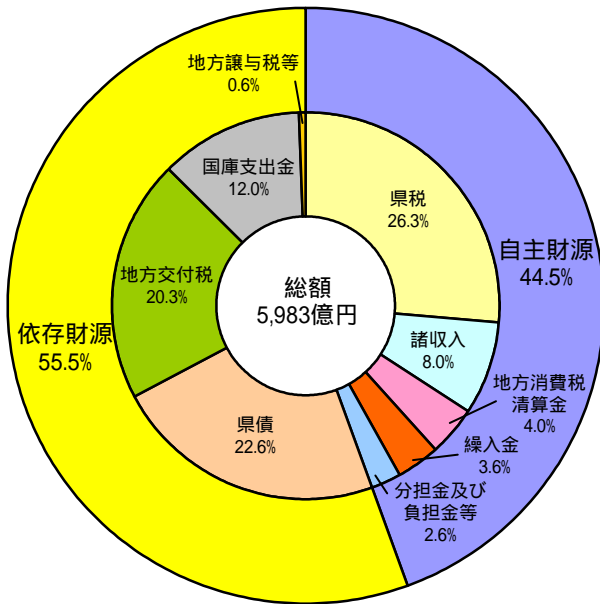
(注) 1 棒グラフ、円グラフとも借換債・借換債充当公債費を除いたものです。

2 平成17年度の9月補正予算には知事専決予算が含まれています。

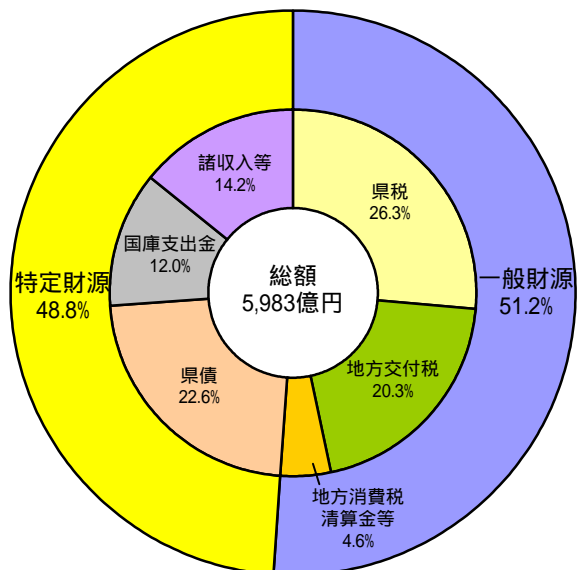
3 平成19年度の6月補正予算には4月補正(知事専決)予算が含まれています。

4 端数処理のため内訳が合計に一致しない場合があります。

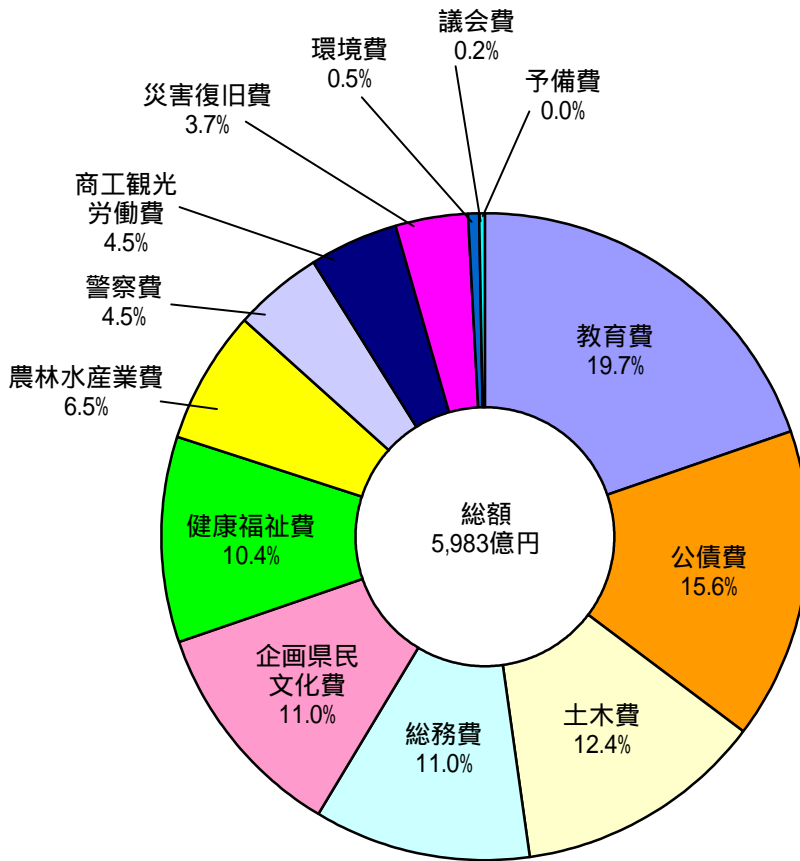
歳入 自主財源・依存財源別(現計予算)



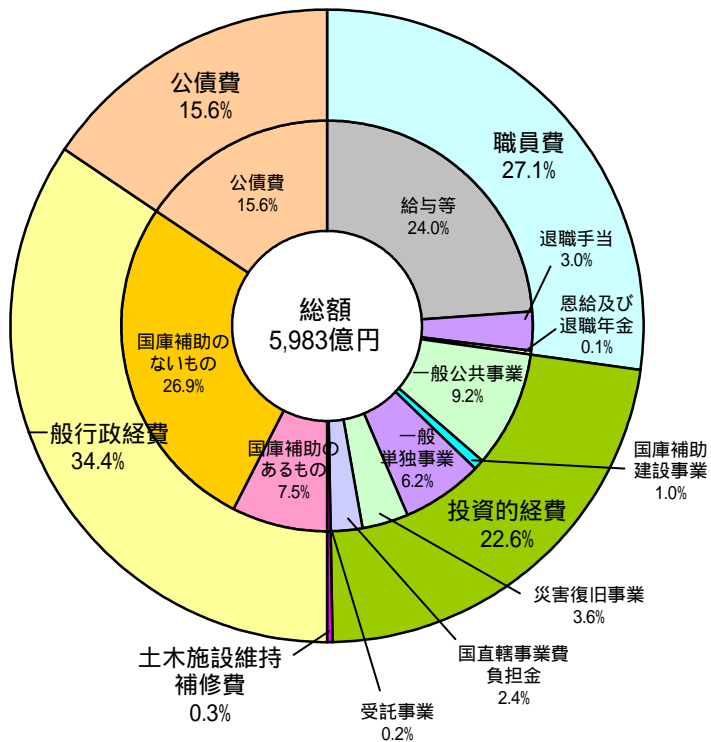
歳入 一般財源・特定財源別(現計予算)



歳出 目的別(款別)内訳(現計予算)



歳出 性質別内訳(現計予算)



(コラム)

「能登半島地震復興プラン(第1次計画)」について

1 復興プランの策定趣旨及び計画期間

平成19年3月25日に発生し、県政史上未曾有の大震災となった能登半島地震について、被災地や被災された方々の個々のニーズを踏まえながら、既存の諸制度や新たに創設された「復興基金」と「被災中小企業復興支援基金」という二つの基金を活用し、地元市町とも連携の上、復旧・復興に向けた施策を総合的、網羅的に進めることにより、一日も早く被災地の復旧・復興がなされるよう、この計画を策定しました。計画期間は、短期間に集中的に事業を実施するため、平成19年度を初年度とし、平成23年度を目標年次とする5年間としており、必要に応じて見直しを図ります。

2 復旧・復興の基本的な視点

能登半島地震は、過疎化・高齢化が著しい地域で発生した震災であることから、その復旧・復興に向けては、高齢者等の住み慣れた地域での安全・安心な暮らしの再建、能登の風土に根ざした特色ある産業の再建・復興による地域経済の活性化、地域コミュニティの再生による持続可能な地域づくり、観光面での風評被害の払拭といった視点に重点を置き、「持続可能な能登の再生と創造」を目指します。

3 施策の特徴

(1) 安全・安心な暮らしの再建

震災からの復興にあたっては、住まいの確保が何よりも大切であることから、まずは、自力再建を後押しできるよう、安全・安心面や県産材活用、能登らしい景観に配慮した住宅を建設する場合等に、「復興基金」を活用し支援します。一方で、自力再建が困難な方に対しては、地元市町による公的賃貸住宅の建設の促進や、「復興基金」により民間賃貸住宅への入居を支援します。

(2) 産業の再建・復興

被災地の真の復興を図るためには、地域産業の力強い復興により地域経済が活力を取り戻すことが大切であり、「被災中小企業復興支援基金」を活用し、産業基盤の復旧支援を行うとともに、産業の担い手が意欲を持って取り組むソフト事業についても支援を行います。また、農林水産業についても、従事者のさらなる減少等を食い止めるため、「復興基金」を活用し、国の災害復旧事業で対応できない小規模な復旧等についても支援します。

(3) 持続可能な地域づくり

地震の直接の被害のほか、地震を契機とした地域コミュニティの崩壊が懸念されるため、コミュニティ活動を支えてきた集会所等の共用施設の復旧や、長年継承されてきたお祭り等の地域の主体的な活動に対して「復興基金」により支援するなど、地域コミュニティに対するハード、ソフト両面にわたる総合的な施策を進めます。

(4) 風評被害の払拭

風評被害による観光客の減少により、能登の主要産業である観光産業が大きな痛手を受けているため、能登が元気を取り戻し、一人でも多くの方の来訪を心待ちにしていることを発信するとともに、地震を契機にこれまで以上に石川の魅力ある観光地、観光資源をアピールするなど、「被災中小企業復興支援基金」等を活用した積極的な誘客促進活動を展開し、被災地をはじめ本県全体のイメージアップを図ります。

第2 平成18年度決算の状況

平成18年度の決算は総じてどうでしたか。

歳入面では、製造業を中心とする企業の業績回復基調を反映し、法人関係税（法人事業税、法人県民税）が4年連続で増加（対前年度比+29.0%）したことなどから、県税は3年連続で増加しました。

しかし、県税収入の太宗を占める法人関係税は、未だピーク時（平成3年度）の85.0%の水準にあり、業種や企業規模によりバラツキが見られ、今しばらくその動向を見極める必要があります。（対前年度比+13.2%、県税に歳入・歳出相殺後の地方消費税清算金を加えた実質県税ベースでは、対前年度比+12.5%）

これに加えて、三位一体の改革により国庫補助負担金が減額され、暫定的に所得譲与税に振り替えられたことなどから、一般財源の総額は増加しました。（前年度比+5.5%）

また、三位一体の改革による国庫補助負担金の減額に加え、後述の歳出の減額に伴い国庫支出金、分担金及び負担金などの特定財源が減少（前年度比 16.9%）したため、歳入総額は5,230億円（対前年度比 3.1%）となりました。

歳出面では、投資的経費については、依然として全国に比して高い水準にあることから、地域経済や雇用情勢にも配慮しつつ、重点化やコスト縮減にも努め、標準財政規模に対する割合を全国平均を目途に抑制することとした結果、減少しています。（対前年度比 14.3%）

職員費や一般行政経費についても、職員数の前倒し削減の実施、知事などの特別職の給与減額措置の延長、一般職の管理職手当の減額措置、その他徹底した事業の見直しなど経費の効率的な執行に努めたことなどにより、歳出総額は5,175億円（対前年度比 3.2%）となりました。

その結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、55億円余の黒字、さらに翌年度へ繰り越す事業のために確保すべき財源を除いた実質収支は、7億円余の黒字となりましたが、平成16年度の実質交付税大幅削減（本県 224億円）の影響は大きく、財政調整基金、減債基金を合わせて25億円の取り崩しを余儀なくされました。今後も、昨年「財政の中期見通し」でお示したように、当面採りうる対策を行ったうえでも、今後5年間（平成19～23年度）累計で740億円もの収支不足が見込まれる極めて厳しい状況にあります。

平成18年度決算における経常収支比率92.8%（全国平均93.5%）は、国の経済対策に呼応して発行した県債の償還が本格化することに伴い公債費が増加したものの税収の大幅な伸びにより、横ばいとなりました。しかし、今後は公債費の増に加えて高齢化社会の進展による医療・介護関連経費といった社会保障関係経費、団塊の世代の職員の大量退職による退職手当といった義務的経費の増加が見込まれるなど、極めて厳しい状況が予想されます。

また、実質公債費比率については、13.4%（全国平均 14.4%）となっていますが、下のグラフにお示したとおり、昨年の秋に公表した「財政の中期見通し」をベースに今年度の地震災害などの補正予算を加味した将来推計をいたしました。平成4年度以降、国の経済対策に呼応する形で積極的に公共投資を実施してきた結果、公債費の償還期間の延長（20年→30年）により、公債費の負担の平準化に努めているものの、平成22年度には、県債の発行に国の許可が必要（起債許可団体）となる18%のラインを突破する見通しとなっています。

起債許可団体への転落を防止し新長期構想の実現といった今後の財政需要に備えるためにも、更なる対策を講じ、自立かつ持続可能な行財政基盤を確立することが急務であり、そのため、「石川県行財政改革大綱2007」にもとづき、歳入の確保や職員費の削減、一般行政経費・投資的経費の抑制など歳出全般にわたる聖域なき見直しを行うことが必要であると考えています。

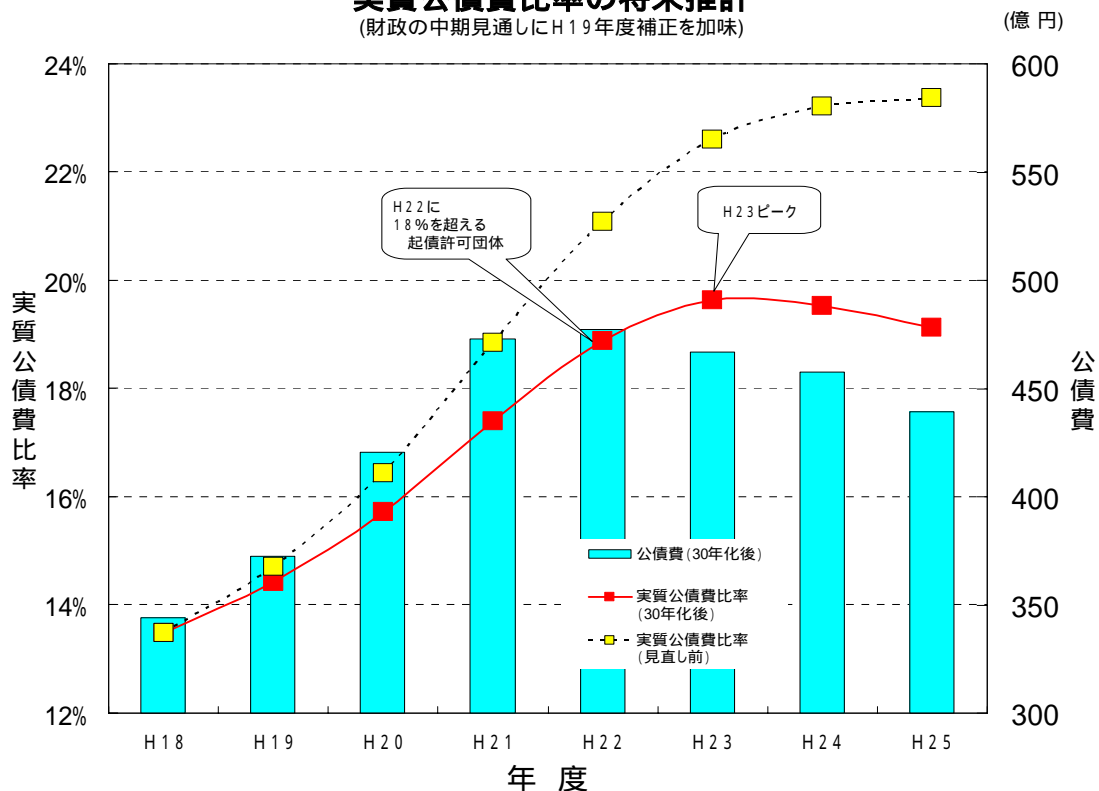
平成18年度一般会計決算の状況

区 分	平成18年度 決算額 (A)	平成17年度 決算額 (B)	増 減	
			額(A)-(B)	率 $\frac{(A)-(B)}{(B)}$
歳 入	522,981,312	539,754,514	16,773,202	3.1
歳 出	517,460,570	534,528,025	17,067,455	3.2
歳入歳出差引収支 (形式収支)	5,520,742	5,226,489	294,253	5.6
繰越明許費・事故繰越の翌年度への繰り越すべき財源	4,766,583	4,473,812	292,771	6.5
実 質 収 支	754,159	752,677	1,482	0.2

(注)端数整理により、計数が一致しないことがあります。

実質公債費比率の将来推計

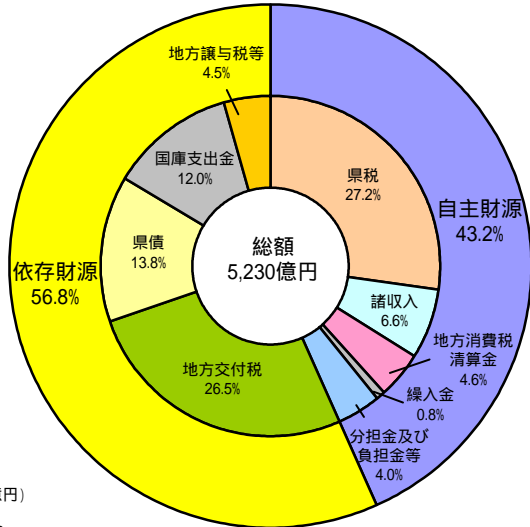
(財政の中期見通しにH19年度補正を加味)



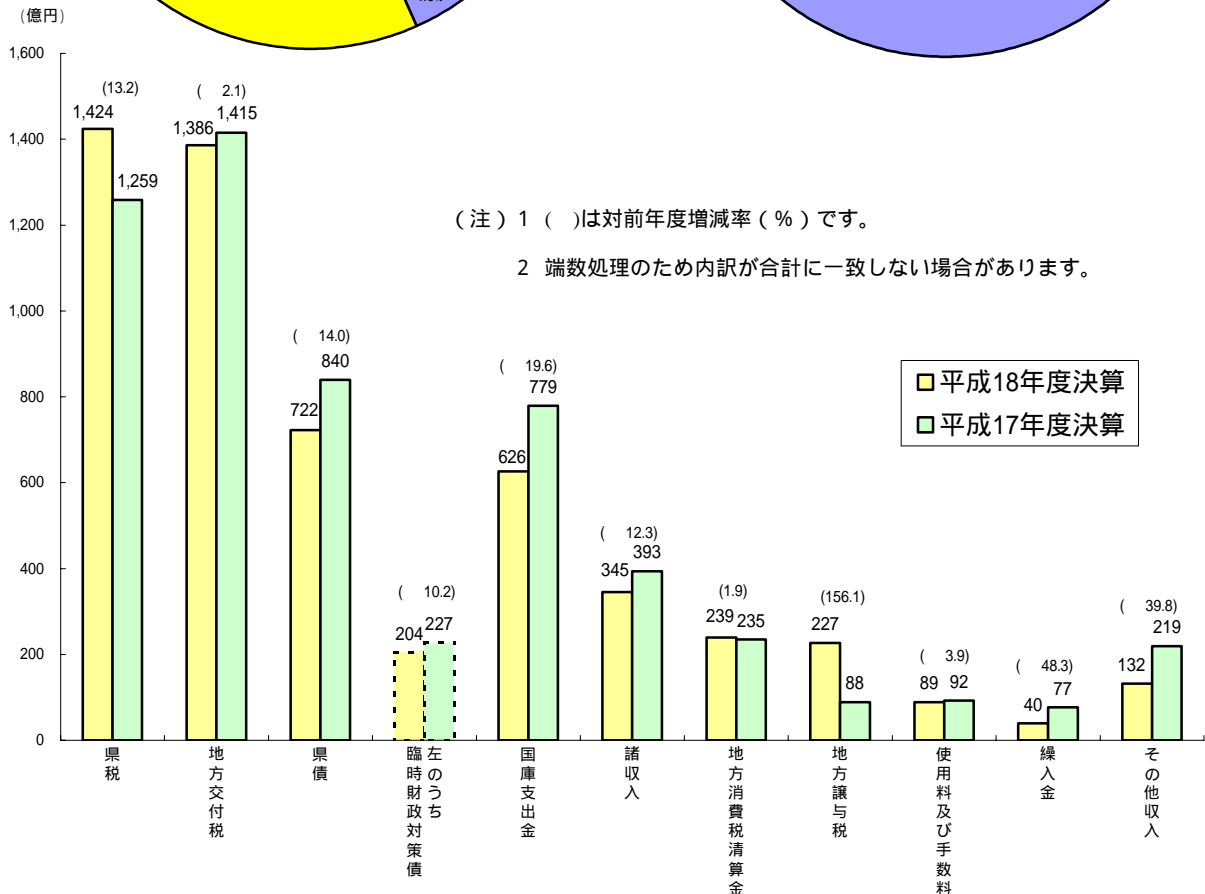
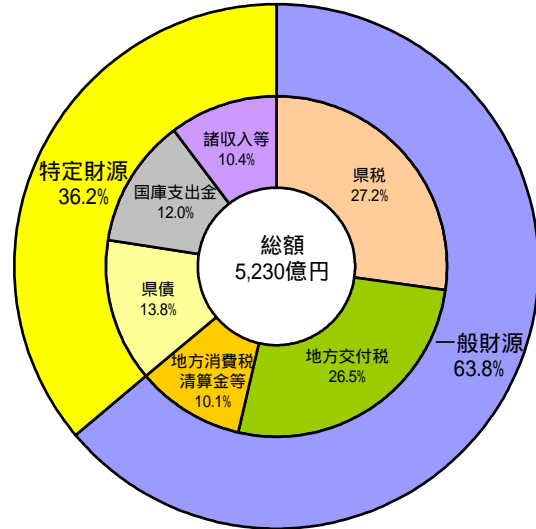
歳入、歳出それぞれについて詳しく教えてください。

一般会計歳入の状況 (H18 決算)

歳入自主財源・依存財源別

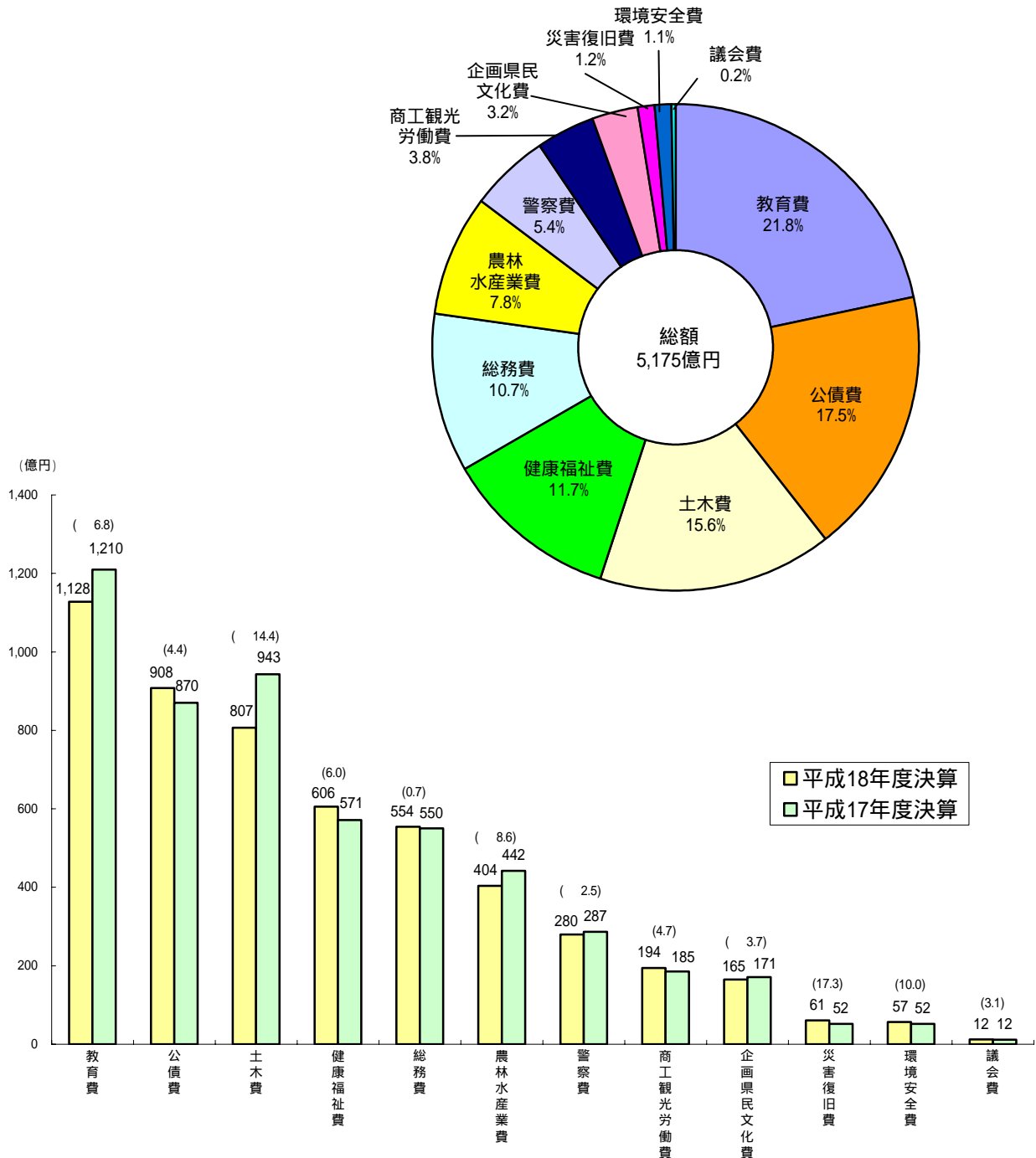


歳入一般財源・特定財源別



県税は、法人関係税が対前年度比 29.0%、117 億円と 4 年連続の増収になるなど、全体として対前年度比 13.2%、165 億円と 3 年連続で増加しました。
地方交付税は、対前年度比 2.1%、29 億円の減となりました。
県債は、地方債発行抑制や事業費の縮減に努めたことや臨時財政対策債の発行額が減少したため、対前年度比 14.0%、118 億円の減となりました。

一般会計歳出の状況（目的別（款別）内訳）（H18 決算）



歳出を目的別(款別)にみると、構成比では教育費 21.8%が最も高く、次いで公債費が 17.5%、土木費が 15.6%となっています。
土木費および農林水産業費は、公共事業などの投資的経費の抑制に伴い、それぞれ対前年度比 14.4%および 8.6%の減となりました。

特別会計、事業会計の決算はどうか。

1 特別会計

平成18年度の12特別会計の歳入決算総額は1,626億円、歳出決算総額は1,594億円でいずれの会計も黒字となり、収支差額32億円は平成19年度に全額繰り越しています。特に中小企業近代化資金貸付金特別会計において、大きな収支差が発生していますが、これは中小企業の設備投資に対する貸付金の償還金などが平成18年度の貸付に必要な財源を上回ったことなどによるものです。

平成18年度特別会計の決算状況

(単位：千円)

会 計 名	歳入決算額 A	歳出決算額 B	差し引き (A - B)
証 紙	8,023,774	7,451,822	571,952
土 地 取 得	2,890	2,890	
母 子 寡 婦 福 祉 資 金	128,414	128,121	293
流 域 下 水 道	2,948,198	2,937,656	10,542
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 金	4,008,907	2,049,152	1,959,755
農 業 改 良 資 金	159,549	16,410	143,139
林 業 改 善 資 金	201,109	3,567	197,542
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	108,789	38,226	70,563
公 営 競 馬	9,573,566	9,573,566	
金 沢 西 部 地 区 土 地 区 画 整 理	615,756	479,493	136,263
育 英 資 金	452,174	343,289	108,885
公 債 管 理	136,345,073	136,345,073	
合 計	162,568,199	159,369,265	3,198,934

ひとくちメモ

特別会計

県が特定の事業を行う場合に、特定の収入をもって特定の支出に充てる事業について、一般会計の歳入歳出と区分して経理する会計をいい、本県には12の特別会計があります。例えば、大学生や高校生などの方に対して無利子の奨学金を貸与している育英資金特別会計については、その貸付に必要なお金として一般会計の負担のほか、過去に貸付けた方から返済いただくお金を充てることとしています。

なお、一般会計における実質的な借入でない借換債や償還金を明確に示し、県債管理の状況や一般会計の実質的な規模などを分かりやすくするために平成16年度から公債管理特別会計を新たに設置しました。

2 事業会計

平成18年度の5事業会計の収益的収支の歳入決算総額は257億円、歳出決算総額は249億円となりました。資本的収支の歳入決算額は47億円、歳出決算額は94億円となっています。

なお、事業会計において重要な経営指標である不良債務（実質的な資金不足）は、平成15年度末には全て解消しました。これからも、不良債務が生じることの無いよう、経営の改善を重ねていきたいと考えています。

平成18年度事業会計決算の収支

印減（単位：千円）

会 計 名		歳入決算額 A	歳出決算額 B	差し引き (A - B)
中央病院事業	収益的収支	13,195,195	12,517,921	677,274
	資本的収支	1,559,976	1,994,194	434,218
高松病院事業	収益的収支	3,032,198	2,907,039	125,159
	資本的収支	344,868	430,981	86,113
港湾土地造成事業	収益的収支	19,445	1,180	18,265
	資本的収支			
電気事業	収益的収支	1,327,001	1,283,480	43,521
	資本的収支		239,333	239,333
水道用水供給事業	収益的収支	8,145,962	8,234,267	88,305
	資本的収支	2,771,285	6,735,684	3,964,399
合 計	収益的収支	25,719,801	24,943,887	775,914
	資本的収支	4,676,129	9,400,192	4,724,063
	計	30,395,930	34,344,079	3,948,149

ひとくちメモ

事業会計

企業的色彩の強い会計をいい、本県には5つの事業会計があります。例えば、県立中央病院や高松病院といった病院事業は、高度医療部分など一般会計が負担すべき部分を除いて、受診者からの収入をもって必要な経費を賄うことを原則としています。

収益的収支

企業活動に伴い発生する収益（収入）とそれに対応する費用（支出）で、収入は料金収入のほか受取利息等、支出は人件費、施設の維持管理費や減価償却費のほか支払利息等であり、損益計算書に計上される収支です。

資本的収支

収益的収支に計上されないお金の動きで、支出は施設整備、資産の取得、企業債（借入金）の返済などで、収入は企業債（長期借入金）や国庫補助金等です。

不良債務

流動負債（1年以内に支払い期限が到来するもの）の額が流動資産（1年以内に現金化が予定されている資産）の額を超える額で、資金面で当面の支払い能力を超える債務で実質的な資金不足とも呼ばれています。

3 基金残高の推移

(単位：百万円)

区 分	9年度末	10年度末	11年度末	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末 (見込み)
3 基金残高	93,043	91,501	90,298	89,403	89,893	94,868	90,874	80,035	74,324	71,765	57,783
財政調整基金	8,048	8,047	8,045	8,007	8,476	8,946	8,908	8,825	8,824	8,818	4,243
減債基金	54,170	52,412	51,469	50,536	50,548	55,040	51,068	41,596	37,025	34,997	27,093
県有施設整備基金	30,825	31,042	30,784	30,860	30,869	30,882	30,898	29,614	28,475	27,950	26,447

(注) 平成9年度末から平成18年度末は決算ベース、平成19年度末は9月補正後における年度末残高見込みですが、12月補正予算で財政調整基金の取り崩しを6億円取りやめることとしています。

県債残高と財源措置額の推移

(単位：百万円、%)

区 分	9年度末	10年度末	11年度末	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末 (見込み)
県債残高	678,943	771,843	838,519	895,497	954,532	1,014,044	1,055,001	1,077,422	1,094,520	1,094,949	1,160,227
(構成比)	(58.6)	(59.5)	(60.8)	(61.9)	(62.1)	(61.3)	(61.3)	(59.9)	(58.9)	(57.4)	(56.6)
財源措置のあるもの	397,761	459,104	509,727	554,215	592,706	621,609	646,748	645,040	644,706	628,268	656,626
(構成比)	(41.4)	(40.5)	(39.2)	(38.1)	(37.9)	(38.7)	(38.7)	(40.1)	(41.1)	(42.6)	(43.4)
財源措置のないもの	281,182	312,739	328,792	341,282	361,826	392,435	408,253	432,382	449,814	466,681	503,601

(注) 1 平成9年度末から平成18年度末は決算ベース、平成19年度末は9月補正後における年度末残高見込ベース(次年度に繰越す事業に係る県債を含む。)です。
2 特定資金公共投資事業債を除きます。

経常収支比率・実質公債費比率・起債制限比率の推移

(単位：%)

区 分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
経常収支比率	石川県	78.8	82.6	83.9	81.9	81.8	84.0	86.7	85.4	90.8	92.9	92.8
	全国	83.7	88.3	90.5	87.7	86.6	88.9	91.5	89.1	92.4	92.8	93.5
実質公債費比率	石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11.9	13.4
	全国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.5	14.4
起債制限比率	石川県	11.2	11.0	10.8	10.7	10.7	10.6	10.1	10.0	10.3	11.2	12.3
	全国	10.5	10.7	11.1	11.7	12.2	12.6	12.6	12.5	12.6	12.4	12.3

(注) 出典は、都道府県決算状況調(総務省調査)です。(18年度は本県調査または総務省調査による速報値。)

県の貯金である基金の平成18年度末残高は、主要3基金で718億円(財政調整基金及び減債基金の2基金で438億円)となっています。平成18年度は、厳しい財政環境を反映し、6月補正後現計予算で158億円(上記2基金で150億円)取り崩す予算を計上しましたが、事務事業の効率的執行による歳出予算の節減や税収の確保を図り、取り崩しを少なくするように努力した結果、最終的に基金の取り崩しを31億円(上記2基金で25億円)にとどめることができました。平成19年度は、当初予算で126億円(上記2基金で110億円)取り崩す予算を計上しましたが、本年度も昨年度と同様に取り崩しが少なくなるよう努力することとしています。

県の借金である県債の残高は年々増加しており、平成14年度末には1兆円を超えました。しかし、地方交付税の一部が振り替えられた臨時財政対策債（実質交付税といえるものです）を除いた県債の残高を抑制する方針に基づき、平成15年度から4ヵ年連続で前年度を下回る水準に抑制しました。

平成18年度の経常収支比率は、国の経済対策に呼応して発行した県債の償還が本格化することに伴う公債費の増が見られるものの、税収の大きな伸びがあったことで、前年度並みとなりました（0.1ポイントの減）。

また、平成17年度決算から指標化された実質公債費比率については、13.4%となっています。いずれの指標も、今後は、公債費の増などにより悪化が見込まれています。

ひとくちメモ

主要3基金

主要3基金とは、財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金をいい、いずれも年度間の財政調整を目的とした基金（貯金）です。

財政調整基金は、予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期間的視野に立った計画的な財政運営を行うためのものです。

減債基金は、県債の償還に必要な資金を積立て、翌年度以降の財政の健全な運営を図るために設けている基金です。

県有施設整備基金は、将来の施設整備に備え積立てしておくものです。

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税を中心として毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費、扶助費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費（経常経費）にどの程度充当されているかをみるもので、経常経費に充当される一般財源総額に占める割合を言います。この数値が低いほど、弾力性があり健全と言えます。

起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債の償還について地方交付税により財源措置される部分を除いて実質的に見た場合、標準的な財政規模に比してどの程度の公債費負担を負っているかを示す指標です。

実質公債費比率

実質的な公債費を網羅するため、従来の起債制限比率を見直し、公営企業の元利償還金への繰出金や外郭団体の元利償還金への補助金などを算入数値に加えたものです。

(参考) 歳出構造について

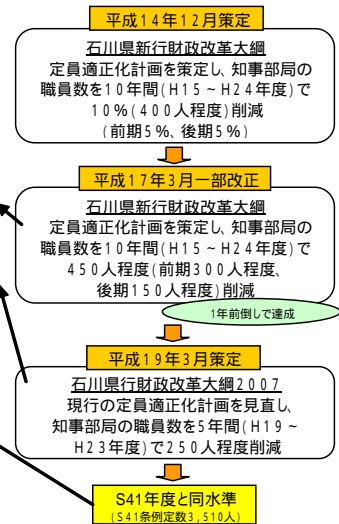
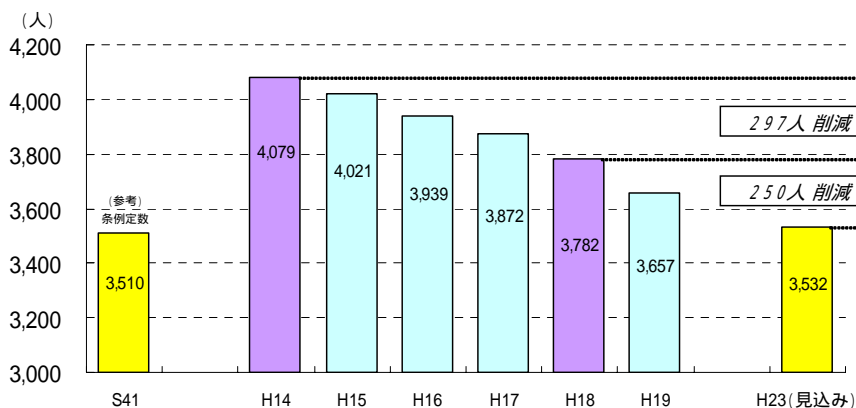
石川県の歳出構造 (平成19年度当初予算)

(単位:百万円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	地方債	その他収入	一般財源等
職 員 費	162,293	17,159	3,700	4,526	136,908
給 与 等	143,658	17,159		4,526	121,973
知事部局等	34,923	563		1,415	32,945
教育委員会	88,138	16,587		2,420	69,131
警察	20,597	9		691	19,897
退職手当	18,143		3,700		14,443
恩給及び退職年金	492				492
投資的経費	111,464	32,059	52,831	13,829	12,745
土木施設維持補修費	1,500			45	1,455
一般行政経費	144,759	8,570	13	22,533	113,643
社会保障関係経費	44,920	3,704		1,170	40,046
税交付金等	36,692				36,692
施設維持管理費等	6,768	124		830	5,814
その他	56,379	4,742	13	20,533	31,091
短期貸付金・積立金	16,882	374		16,508	
その他	39,497	4,368	13	4,025	31,091
公 債 費	93,529			4,570	88,959
合 計	513,545	57,788	56,544	45,503	353,710

県税、地方交付税等の一般財源 305,900
 臨時財政対策債 18,400
 財政調整基金、減債基金の取り崩し 11,000
 その他まじり収入など

知事部局の職員数の推移 (H14 ~ H23)



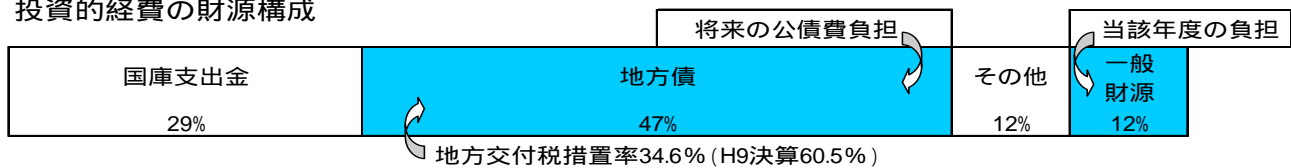
左の表は、平成19年度当初予算の本県の歳出構造を表しています。財源内訳にある一般財源等がいわゆる使途が特定されていない財源です。

一般財源等の約40%を占める職員費は、知事部局については、数次の行財政改革大綱に基づき、職員数の削減を順次進めており、平成23年度には、昭和41年度と同水準となります（左下の図を参照）。ただし、職員費の太宗を占める教育委員会、警察については、法令等により教職員、警察官の配置が定められており、県の裁量での定数削減には限界があります。今後、平成23年度までに職員の削減・新陳代謝で223億円、給与構造改革で109億円の削減を見込んでいます。また、知事などの特別職の給与減額措置や一般職の管理職手当の減額措置も引き続き、実施しています。

投資的経費の総額は1,115億円に対し、一般財源等は127億円となっております。下のグラフにもあるとおり、近年、地方財政全体の一般財源の確保が難しくなるなか、一般財源から地方債への振り替えが行われてきました。その結果、投資的経費に地方債が占める割合が平成2年度は23%であったものが、平成19年度には47%を占めるまでになっており、同じ事業費でもあっても地方債の発行額が増えるということになります。

このことから、近年は地方債への依存が高くなってきていますが、これは将来の公債費負担につながっていくものであり、引き続き投資的経費を抑制せざるを得ない状況にあります。また、近年では国の厳しい財政状況を受け、地方交付税措置率の高いいわゆる有利な地方債が減少しています。

投資的経費の財源構成



介護保険給付費、老人医療給付費、児童手当、生活保護費などの社会保障関係経費については、約96%が国の制度に伴う義務的な負担です。今後、高齢化社会の進展に伴い確実に増加していきます。

税交付金等については、地方消費税などの都道府県の間での清算や県税の一定の率を市町に交付するもので税収に連動しています。

一般行政経費のその他及び施設維持管理費等については、病院事業会計や流域下水道会計に対する繰出金などの準義務的経費も含まれています。そのため、予算編成時の要求限度額（シーリング）対象経費は、このうち、経常的経費で約70億円、裁量の経費で約30億円となっております。

公債費の一般財源は、890億円で一般財源等に占める割合は約25%となっております。国の経済対策に呼応する形で積極的に公共投資を実施した結果、平成14年度の783億円に対し平成19年度は935億円となっており、年度当たり約30億円の増加となっております。公債費の償還期間を20年から30年に延長して平準化に努めているものの、今後も大幅に増加する見込みです。

平成19年度当初予算においては、一般財源は総額で3,537億円必要となりましたが、県税、地方交付税等で賄いきれない110億円は、財政調整基金、減債基金の取り崩しを余儀なくされています。

(参考) 一般財源等の推移について

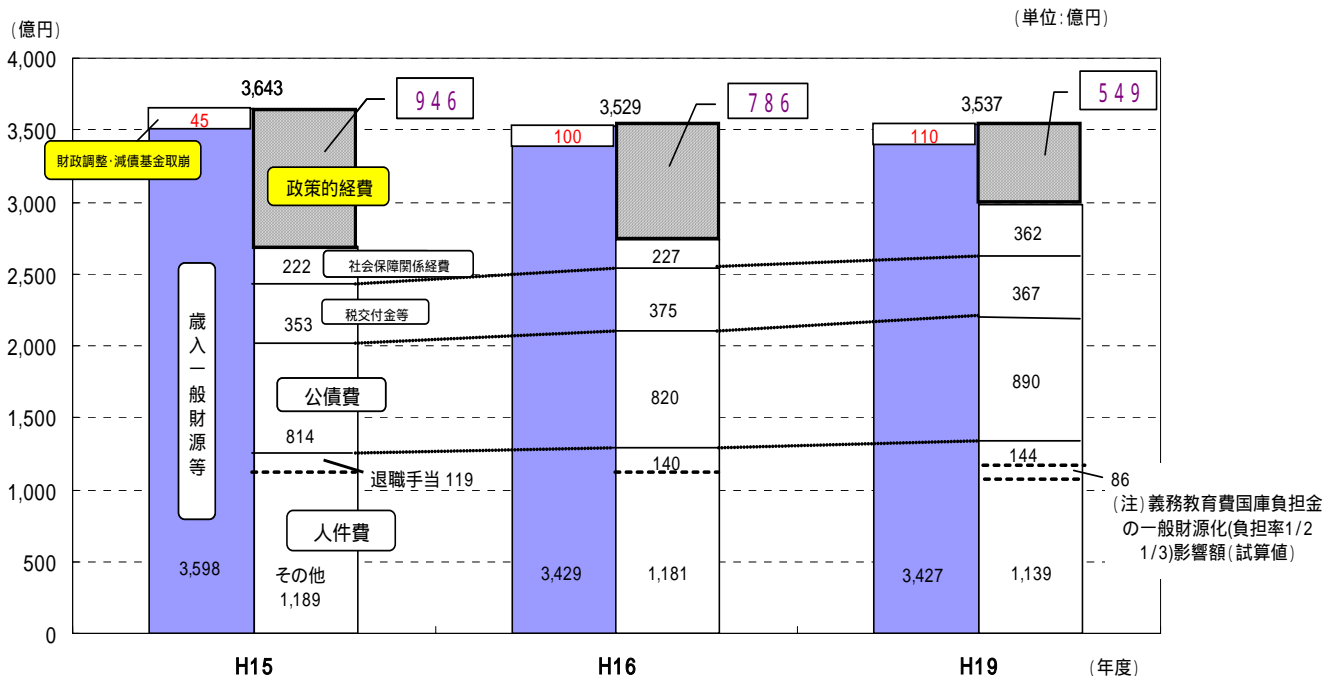
歳入については、平成15年度は、一般財源等が3,598億円あり、財政調整基金等を45億円取り崩し、3,643億円を確保していましたが、平成16年度には実質交付税の大幅削減(224億円)により、歳入・歳出全般にわたり見直しを進めましたが、収支不足を解消するために財政調整基金等100億円の取り崩しを余儀なくされました。平成19年度も未だ交付税の大幅削減の影響は大きく、当初予算ベースで財政調整基金等を110億円取り崩す予定です。

一方、歳出面では、人件費、公債費、社会保障関係経費などの義務的経費の増加により、政策的経費に充てられる財源が圧迫され、平成15年度に946億円あった政策的経費に充当できる財源は、平成19年度には397億円減少し、549億円となっております。

政府の「経済財政改革の基本方針2007(骨太の方針2007)」においても、引き続き、歳出の削減が強く要請されており、また、地方財政制度の仕組み上、県税収入が伸びても、臨時財政対策債を含めた実質交付税が減少することから、地方財政は引き続き厳しい状況が続くこととなります。

このため、職員数の削減などによる職員費の縮減や管理的経費、各種補助金等の見直しによる一般行政経費の縮減により、単年度の収支不足を圧縮するとともに、将来にわたって公債費負担を適正化するため投資的経費を抑制するなど、「石川県行財政改革大綱2007」に基づき、聖域なく歳出全般を見直すことが必要と考えています。

一般財源等の推移 ~ (石川県予算) ~



注1: 歳入一般財源等は、地方税、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、繰越金、臨時財政対策債、減税補てん債、その他不特定収入(基金取崩を除く)の合計

注2: 平成15・16年度は最終予算、平成19年度は当初予算

注3: 社会保障関係経費は、県単事業を除く(主な社会保障関係事業)

注4: 公債費は、借換債・繰上償還分を除く

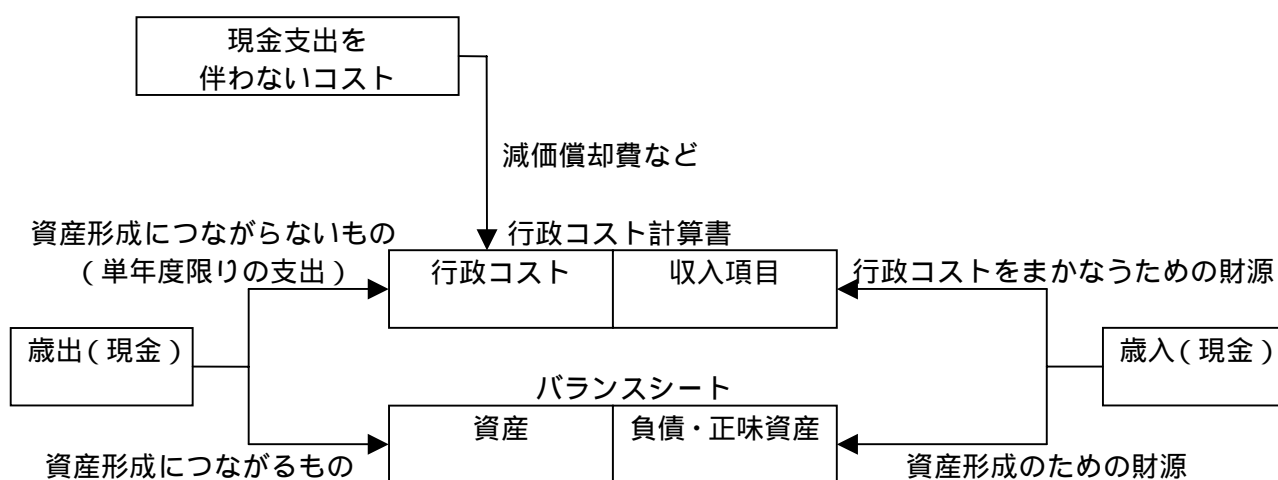
第3 企業会計的手法を用いた財政状況の分析について (本県の行政コスト計算書とバランスシート)

作成した目的は何ですか。

現行の地方自治法による予算・決算制度は、毎年度の現金の歳入・歳出の額を示すことが主眼となっ
ていますが、本県の財政状況をよりわかりやすく、より多角的に説明するため、一般企業で作成してい
る貸借対照表(バランスシート)とともに、損益計算書に相当する行政コスト計算書を作成しました。

これにより、県の資産や負債などのストック情報や、減価償却費などの非現金支出を含めたすべての
行政コストの状況を明らかにし、財政に関する情報をわかりやすく提供することとしました。

行政コスト計算書とバランスシートの関係



作成の基準

総務省の研究会から示された作成手法による。

- 1 対象範囲：普通会計(一般会計及び10特別会計)
(注)水道、病院、競馬などの公営事業会計は含まない。
- 2 作成の期間(行政コスト計算書)：平成18年度1年間(平成18年4月1日～19年3月31日)
作成の基準日(バランスシート)：平成18年度末(平成19年3月31日)
(注)出納整理期間(平成19年4月1日～5月31日)における出納については、作成基準日ま
でに終了したものとみなす。
- 3 基礎数値：行政コスト計算書：平成18年度決算統計(地方財政状況調査)
バランスシート：電算化された昭和44年度以降の決算統計

行政コスト計算書から何がわかるのですか。

行政コスト計算書は、企業会計における損益計算書に相当するものですが、県の行政は営利活動を目的としていないため、損益計算ではなく、どの行政サービスにどれだけのコストがかかっているかなど、行政コストの内容をわかりやすくまとめたものです。

平成18年度の行政コスト計算書は、28ページから29ページのとおりですが、主な項目について円グラフ等を用いて分析しました。

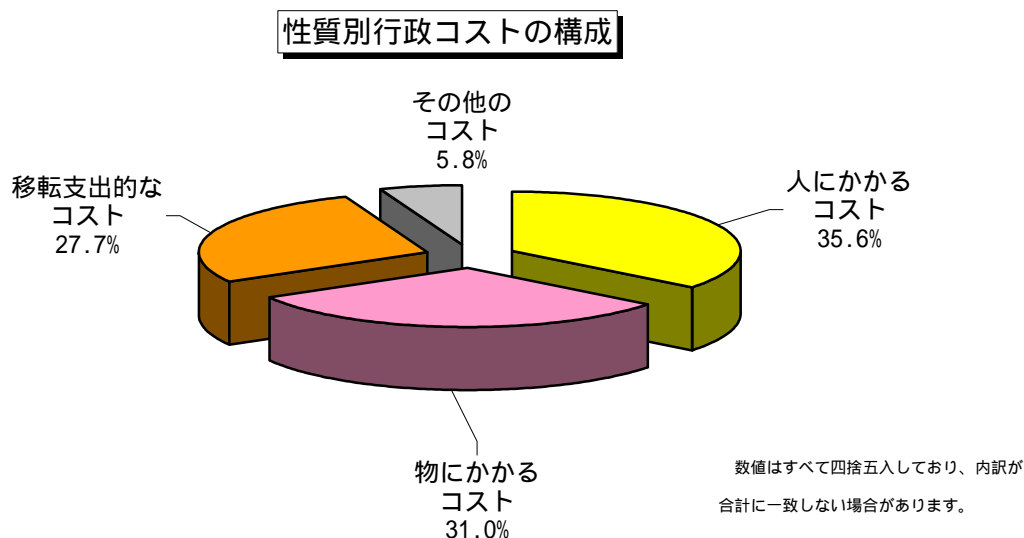
行政コスト計算書の構成

- (1) 行政コスト：県の活動に伴い生じるコスト
 - 人にかかるコスト：行政サービスの担い手である職員に要するコスト
人件費、退職給与引当金繰入等
 - 物にかかるコスト：県が最終消費者となっているコスト
物件費、維持補修費、減価償却費
 - 移転支出的なコスト：他の主体に移転して効果が発生するコスト
扶助費、補助費等、繰入金、普通建設事業費（他団体等への補助金等）
 - その他のコスト：上記に属さないコスト
災害復旧費、公債費（利子分のみ）、不納欠損額
- (2) 収入項目：県が行政コストの財源として受け取る収入
 - 使用料・手数料等：使用料・手数料、分担金・負担金、寄附金、繰入金、財産収入、諸収入
 - 国庫支出金：バランスシートの資産形成に資するもの以外の国庫支出金
 - 一般財源：県税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金
- (3) 正味資産国庫支出金償却額：有形固定資産の取得に係る国庫支出金の減価償却見合分

行政コスト計算書の概況

- ・行政コストの総額は、行財政改革の推進に伴う職員数の削減等により「人にかかるコスト」が減少したことや、普通建設事業費（他団体等への補助金等）の減少などにより2%減の4,341億円になりました。
- ・行政コストの内訳を性質別に見ると「人にかかるコスト」の構成比が35.6%と最も大きいですが、行政コスト計算書を初めて作成した平成12年度の1,736億円に対し、192億円減の1,544億円となっています。
- ・行政コストの内訳を目的別に見ると「教育費」の構成比が27.1%と最も大きいですが、その大半は公立小中高校の教職員の人件費が占めています。
- ・収入項目の総額は、税収が増加したことなどにより、1%増の3,860億円となりました。

性質別に見たコストの状況



平成18年度の行政コストの総額は4,341億円であり、性質別に見た行政コストの内訳は、人件費に実際には現金の支出を伴わない退職給与引当金繰入等を加えた「人にかかるコスト」が最も大きく35.6%を占めています。次に大きいのが、有形固定資産にかかる減価償却費に委託料や消耗品費などの物件費や施設の維持管理に要する維持補修費を加えた「物にかかるコスト」で31.0%となっています。また、市町や各種団体への補助金や負担金などの補助費等、建設事業に係る市町への補助金や国への負担金などである普通建設事業費(他団体等への補助金等)、生活保護費や児童扶養手当といった扶助費などの「移転支出的なコスト」が27.7%となっています。

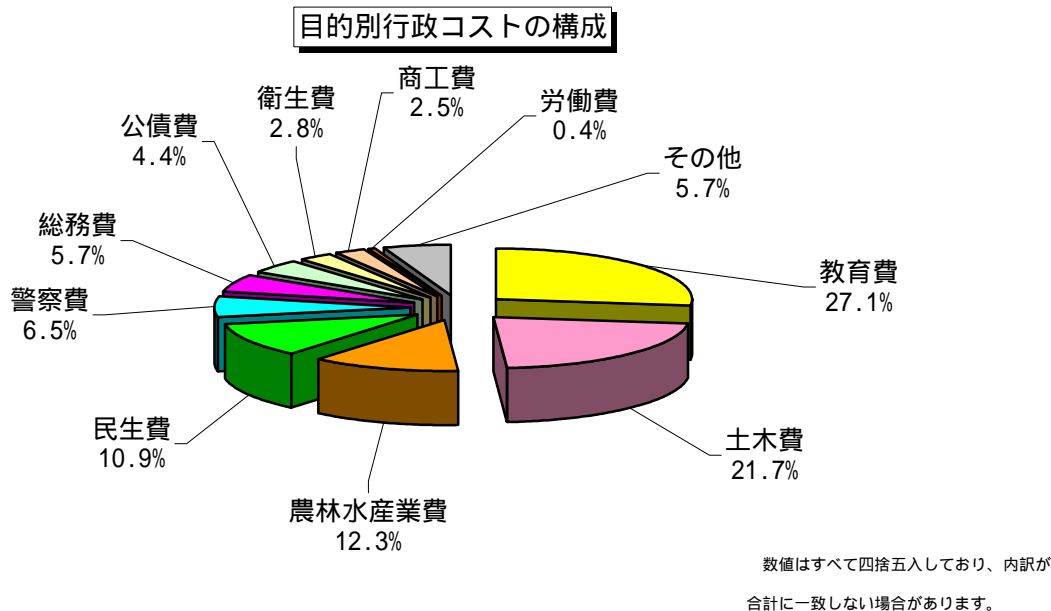
平成18年度の行政コストは、平成17年度に比べて減少していますが、これは、行財政改革の推進に伴う職員数の削減により、「人にかかるコスト」である人件費、退職給与引当金繰入等が減少したことなどによるものです。

性質別行政コストの状況 (億円)

	H17年度 A	H18年度 B	B - A	B / A
1 人にかかるコスト	1,605	1,544	61	0.96
2 物にかかるコスト	1,362	1,344	18	0.99
3 移転支出的なコスト	1,225	1,202	23	0.98
4 その他のコスト	252	251	1	1.00
行政コスト合計	4,444	4,341	103	0.98

(注) 数値はすべて四捨五入しており、合計額が一致しない場合があります。

目的別に見たコストの状況



行政コストの目的別の内訳では、「教育費」が一番大きく27.1%であり、その大半は公立の小中高校の教職員の人件費が占めています。

次に大きいのが「土木費」の21.7%、「農林水産業費」の12.3%で、これらの費目については、減価償却費のほか国直轄事業費負担金などの普通建設事業費(他団体等への補助金等)がその大半を占めています。

社会保障関係経費である「民生費」(10.9%)は、介護保険給付費負担金や老人医療給付費負担金などの補助費等や生活保護費負担金や児童扶養手当などの扶助費が大きな比重を占めています。

目的別行政コストを平成17年度と比較すると「民生費」が8%増加していますが、介護保険給付費負担金などの社会保障関係経費の増加などによるものです。「公債費」は5%減少していますが、高金利の県債の償還が進んだことなどによるものです。

目的別行政コストの状況

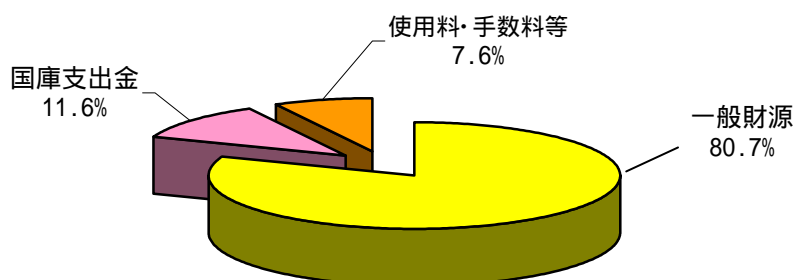
(億円)

	H17年度 A	H18年度 B	B - A	B / A
1 総務費	268	248	20	0.93
2 民生費	439	474	35	1.08
3 衛生費	142	121	21	0.85
4 労働費	20	19	1	0.95
5 農林水産業費	541	532	9	0.98
6 商工費	108	110	2	1.02
7 土木費	983	944	39	0.96
8 警察費	292	283	9	0.97
9 教育費	1,216	1,174	42	0.97
10 公債費(利子分のみ)	200	189	11	0.95
11 その他	234	247	13	1.06
行政コスト合計	4,444	4,341	103	0.98

(注) 数値はすべて四捨五入しており、合計額が一致しない場合があります。

収入の状況

収入の構成



数値はすべて四捨五入しており、内訳が合計に一致しない場合があります。

収入項目の総額は3,860億円であり、その大半を占めているのは、県税や地方交付税などの「一般財源」で総収入の80.7%となっているほか、「国庫支出金」(有形固定資産の取得に充当されたものを除く)が11.6%、使用料・手数料のほか分担金・負担金や寄附金、財産収入、繰入金などを加えた「使用料・手数料等」が7.6%となっています。

収入項目を平成17年度と比較すると、三位一体の改革により国庫支出金が23%減少しています。また、一般財源が7%増加していますが、これは法人関係税などの県税収入が増加したことや三位一体の改革による税源移譲の実施にあたり暫定的に所得譲与税で措置されたことなどによるものです。

収入項目の状況

(億円)

	H17年度 A	H18年度 B	B - A	B / A
1 使用料・手数料等	352	295	57	0.84
2 国庫支出金	581	450	131	0.77
3 一般財源	2,904	3,116	212	1.07
収入項目合計	3,838	3,860	22	1.01

(注) 数値はすべて四捨五入しており、合計額が一致しない場合があります。

バランスシートから何がわかるのですか。

バランスシートは、これまでに本県が形成してきた資産（道路、公園など）と、それを調達するために使われた負債（借入金（県債）など）について対比したもので、減価償却等の企業会計的手法を取り入れて作成したものです。

平成18年度末のバランスシートは、31ページのとおりですが、主な項目について前年度と対比しました。

バランスシートの構成

- (1) 資産：地方公共団体の財産となっているもの
 - 有形固定資産：道路、公園、学校などの土地、建物等
（時価ではなく取得原価を基準に計上し、資産の区分ごとに定められた耐用年数により減価償却（定額法）を実施）
 - 投資等：財団法人等への出資金、貸付金及び用途が制限されている特定目的基金
 - 流動資産：歳計現金（形式収支）、財政調整基金、減債基金及び県税等の未収金
- (2) 負債：資産形成の財源として調達した資金のうち将来返済を要するもの
 - 県債：長期にわたって県が返済しなければならない借入金の元金
 - 退職給与引当金：年度末に県職員全員（県費負担の公立小中学校教員を含む）が普通退職したと仮定した場合に必要となる退職手当総額
- (3) 正味資産：資産形成の財源として調達した資金のうち将来返済を要しないもので「資産」-「負債」の金額
 - 国庫支出金：有形固定資産の取得に充当した国庫支出金（減価償却後）
 - 一般財源等：税金など国庫支出金以外のもの

バランスシートの概況

- ・資産は減価償却に伴い有形固定資産が減少したことなどにより1%減少し、2兆4,589億円となりました。
- ・負債は職員数の削減等に伴い退職給与引当金が減少したことにより、昨年度から微減の1兆2,807億円となりました。
- ・この結果、県の正味資産は2%減少したものの1兆1,782億円となり、引き続き資産が負債を上回っており、いわゆる債務超過の状態には陥っていません。

資産の状況

	H17年度 A	H18年度 B	B - A	B / A
1 有形固定資産	22,580	22,260	320	0.99
2 投資等	1,696	1,734	38	1.02
3 流動資産	614	595	19	0.97
資産合計	24,890	24,589	301	0.99

(注) 数値はすべて四捨五入しており、合計額が一致しない場合があります。

本県の平成18年度末の資産総額は2兆4,589億円で、平成17年度に比べて1%減少しています。その内訳としては有形固定資産が2兆2,260億円で一番大きく、全体の約9割を占めています。そのほかには投資等が1,734億円(構成比7.1%)、流動資産595億円(構成比2.4%)です。

有形固定資産の内訳は、道路・橋りょう・河川等の土木関係が61.4%、農林道・土地改良施設等の農林水産業関係が19.9%、県立高校・体育施設等の教育関係が9.3%です。

基金の状況 (億円)

	H17年度 A	H18年度 B	B - A	B / A
特定目的基金等	533	540	7	1.01
財政調整基金	88	88	0	1.00
減債基金	370	350	20	0.95
基金合計	991	978	13	0.99

(注) 数値はすべて四捨五入しており、合計額が一致しない場合があります。

県の貯金にあたる基金は投資等に計上されている特定目的基金等が540億円、流動資産に計上されている財政調整基金・減債基金が438億円であり、合計で978億円となっています。

特定目的基金等が平成17年度に比べて1%増加していますが、これは県有施設整備基金等がその目的に従って取り崩された一方で、新たに障害者自立支援対策臨時特例基金が設置されたことによるものです。

減債基金については5%減少していますが、平成16年度の実質交付税の大幅削減(本県224億円)の影響などにより取り崩しを余儀なくされたことなどによるものです。

負債・正味資産の状況

負債・正味資産の状況 (億円)

	H17年度 A	H18年度 B	B - A	B / A
1 県債	11,014	11,016	2	1.00
うち財源措置のあるもの	6,582	6,412	170	0.97
うち財源措置のないもの	4,432	4,605	173	1.04
2 退職給与引当金	1,821	1,791	30	0.98
負債合計	12,834	12,807	27	1.00
1 国庫支出金	6,311	6,202	109	0.98
2 一般財源等	5,745	5,580	165	0.97
正味資産合計	12,055	11,782	273	0.98
負債・正味資産合計	24,890	24,589	301	0.99

(注) 数値はすべて四捨五入しており、合計額が一致しない場合があります。

負債総額は1兆2,807億円で、このうち県債残高は1兆1,016億円、退職給与引当金は1,791億円ですが、この県債残高のうち約6割の6,412億円は、将来地方交付税等で財源措置されますので、県債の実質的な残高は4,605億円となります。

また、資産から負債を差し引いた正味資産は、平成17年度末に比べて2%減少の1兆1,782億円(県債のうち実質的な残高のみを負債とした場合は1兆8,194億円)となっています。

以上のように、バランスシート上では資産の額(2兆4,589億円)が負債の額(1兆2,807億円)を大きく上回っており、いわゆる債務超過の状態には陥っていません。

(参考) 県債のうち実質残高のみを負債とした場合のバランスシート (億円)

	H17年度 A	H18年度 B	B - A	B / A	
借方 資産	1 有形固定資産	22,580	22,260	320	0.99
	2 投資等	1,696	1,734	38	1.02
	3 流動資産	614	595	19	0.97
	資産合計	24,890	24,589	301	0.99
貸方 負債	1 県債	4,432	4,605	173	1.04
	2 退職給与引当金	1,821	1,791	30	0.98
	負債計	6,253	6,395	142	1.02
正味資産	18,637	18,194	443	0.98	
負債・正味資産合計	24,890	24,589	301	0.99	

(注) 数値はすべて四捨五入しており、合計額が一致しない場合があります。

平成18年度行政コスト計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

[行政コスト]

		総 額	(構成比率)	議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	労 働 費
人にかか るコスト	(1)人件費	142,143,758	32.7%	921,559	6,701,362	3,262,131	4,139,566	875,621
	(2)退職給与引当金繰入等	12,234,922	2.8%	79,323	576,814	280,786	356,311	75,368
	小 計	154,378,680	35.6%	1,000,882	7,278,176	3,542,917	4,495,877	950,989
物にかか るコスト	(1)物件費	18,294,002	4.2%	114,745	3,786,069	360,196	867,129	428,361
	(2)維持補修費	3,364,874	0.8%	0	29,636	0	4,713	0
	(3)減価償却費	112,742,420	26.0%	0	3,516,580	811,310	949,233	276,277
	小 計	134,401,296	31.0%	114,745	7,332,285	1,171,506	1,821,075	704,638
移転支 出的な コスト	(1)扶助費	7,173,479	1.7%	0	0	5,424,437	1,626,894	0
	(2)補助費等	77,045,931	17.7%	176,873	7,481,618	35,459,953	3,446,047	223,731
	(3)繰出金	1,614,050	0.4%	0	0	456,250	0	0
	(4)普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	34,325,649	7.9%	0	2,728,857	1,382,473	701,286	0
	小 計	120,159,109	27.7%	176,873	10,210,475	42,723,113	5,774,227	223,731
その 他の コスト	(1)災害復旧事業費	5,812,868	1.3%	0	0	0	0	0
	(2)公債費(利子分のみ)	18,824,832	4.3%	0	0	0	0	0
	(3)不納欠損額	503,765	0.1%	0	0	0	0	0
	小 計	25,141,465	5.8%	0	0	0	0	0
行政コスト合計 a		434,080,550	100.0%	1,292,500	24,820,936	47,437,536	12,091,179	1,879,358
(構成比率)				0.3%	5.7%	10.9%	2.8%	0.4%

[収入項目]

1 使用料・手数料等 b	29,476,590	7.6%	267	5,138,740	1,772,992	178,037	33,403
b / a	6.8%		0.0%	20.7%	3.7%	1.5%	1.8%
2 国庫支出金 c	44,965,018	11.6%	0	1,988,766	5,000,464	1,285,672	525,612
c / a	10.4%		0.0%	8.0%	10.5%	10.6%	28.0%
3 一般財源 d	(294,613,099)						
	311,583,182	80.7%					
d / a	71.8%						
収入合計 (b + c + d) e	(369,054,707)						
	386,024,790	100.0%					
4 正味資産国庫支出金償却額 f	31,585,354						
期首一般財源等	(1,232,623,355)						
	574,463,611						
差引 (e - a + f) 一般財源増減額	(33,440,490)						
	16,470,406						
期末一般財源等	(1,199,182,865)						
	557,993,205						

「使用料・手数料等」…分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入

「一般財源」…県税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金

上段()書きは、県債のうち財源措置のあるものを「一般財源」とした場合の数値

数値はすべて四捨五入しており、内訳が合計に一致しない場合があります。

(単位:千円)

農林水産業費	商工費	土木費	警察費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	不納欠損額
6,457,103	1,955,537	5,883,043	20,963,845	90,983,991	0	0	0	0
555,791	168,321	506,378	1,804,448	7,831,382	0	0	0	0
7,012,894	2,123,858	6,389,421	22,768,293	98,815,373	0	0	0	0
1,124,626	981,018	1,714,400	2,878,032	5,948,597	0	90,829	0	0
114,197	89,575	2,692,429	74,028	360,296	0	0	0	0
35,651,959	1,667,838	62,230,651	2,375,651	5,256,240	0	0	6,681	0
36,890,782	2,738,431	66,637,480	5,327,711	11,565,133	0	90,829	6,681	0
0	0	0	0	122,148	0	0	0	0
2,085,922	3,788,588	460,134	165,806	6,704,127	0	0	17,053,132	0
0	0	1,148,156	0	9,644	0	0	0	0
7,217,273	2,341,621	19,729,941	0	224,198	0	0	0	0
9,303,195	6,130,209	21,338,231	165,806	7,060,117	0	0	17,053,132	0
0	0	0	0	0	5,812,868	0	0	0
0	0	0	0	0	0	18,824,832	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	503,765
0	0	0	0	0	5,812,868	18,824,832	0	503,765
53,206,871	10,992,498	94,365,132	28,261,810	117,440,623	5,812,868	18,915,661	17,059,813	503,765
12.3%	2.5%	21.7%	6.5%	27.1%	1.3%	4.4%	3.9%	0.1%

4,145,480	1,636,843	9,779,062	1,586,231	4,464,483	7,972	733,080	0	0
7.8%	14.9%	10.4%	5.6%	3.8%	0.1%	3.9%	0.0%	0.0%
4,397,133	261,591	10,314,649	265,797	17,571,405	3,353,929	0	0	0
8.3%	2.4%	10.9%	0.9%	15.0%	57.7%	0.0%	0.0%	0.0%

行政コスト計算書各項目の説明

* 金額は平成18年度

[行政コスト]

(単位:千円)

区 分	金 額	説 明
人にかかると	154,378,680	行政サービスの担い手である職員に要するコスト
(1)人件費	142,143,758	職員等に対する勤労の対価や報酬として支払われる経費(退職手当は除く)
(2)退職給与引当金繰入等	12,234,922	この1年間に職員が勤続したことにより新たに増加した退職給与引当金の額
物にかかると	134,401,296	県が最終消費者となっているコスト
(1)物件費	18,294,002	旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費など)、役務費(通信運搬費、広告料など)、備品購入費、委託料など
(2)維持補修費	3,364,874	施設等の効用を維持するための修繕や管理に要する費用
(3)減価償却費	112,742,420	有形固定資産が時の経過等に伴い摩耗損耗、陳腐化することなどにより価値が減少したと認められる金額
移 転 支 出 的 な コ ス ト	120,159,109	他の主体に移転して効果が発生するコスト
(1)扶助費	7,173,479	法令に基づき支給される生活保護費や児童扶養手当など
(2)補助費等	77,045,931	市町に対する負担金や補助金、交付金など
(3)繰出金	1,614,050	普通会計以外の会計に対する支出
(4)普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	34,325,649	建設事業に係る経費のうち、市町などへの補助金や国の直轄事業の負担金(県が実施する事業はバランスシートに計上)
そ の 他 の コ ス ト	25,141,465	上記に属さないコスト
(1)災害復旧事業費	5,812,868	災害によって被害を受けた施設を復旧するための費用
(2)公債費(利子分のみ)	18,824,832	県債や一時借入金の支払利息
(3)不納欠損額	503,765	時効等により放棄した県税や県営住宅家賃などの債権額
行 政 コ ス ト 合 計 a	434,080,550	

[収入項目]

1 使用料・手数料等 b	29,476,590	分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入
2 国庫支出金 c	44,965,018	有形固定資産の取得に充当した国庫支出金以外のもの
3 一般財源 d	(294,613,099) 311,583,182	県税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金
収入合計 (b + c + d) e	(369,054,707) 386,024,790	
4 正味資産国庫支出金償却額 f	31,585,354	有形固定資産の取得に充当した国庫支出金の減価償却額
期首一般財源等	(1,232,623,355) 574,463,611	平成17年度末現在のバランスシートにおける正味資産の一般財源等の額
差引 (e - a + f) 一般財源増減額	(33,440,490) 16,470,406	バランスシートにおける正味資産の一般財源等の平成17年度中の増減額
期末一般財源等	(1,199,182,865) 557,993,205	平成18年度末現在のバランスシートにおける正味資産の一般財源等の額

上段()書きは、県債のうち財源措置のあるものを「一般財源」とした場合の数値

石川県平成18年度バランスシート

(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
【資産の部】	【負債の部】
1.有形固定資産	1. 県債
(1) 総務関係 109,179,703	() 0
(2) 民生関係 11,179,496	(1) 財源措置のあるもの 641,189,660
(3) 衛生関係 15,630,514	() 460,450,519
(4) 労働関係 4,339,844	(2) 財源措置のないもの 460,450,519
(5) 農林水産業関係 443,239,413	() 460,450,519
(6) 商工関係 26,856,594	県債計 1,101,640,179
(7) 土木関係 1,367,141,870	
(8) 警察関係 40,498,196	2. 退職給与引当金 179,071,837
(9) 教育関係 207,718,566	
(10) その他 196,197	
有形固定資産計 2,225,980,393	
(うち土地 614,362,438)	
2. 投資等	
(1) 投資及び出資金 56,055,516	
(2) 貸付金 63,316,201	
(3) 基金 54,016,455	
特定目的基金 39,645,385	
土地開発基金 4,129,030	
定額運用基金 10,242,040	
投資等計 173,388,172	
3. 流動資産	
(1) 現金・預金 51,816,568	
財政調整基金 8,818,212	
減債基金 34,997,437	
歳計現金 8,000,919	
(2) 未収金 7,707,157	
県税 3,404,656	
その他 4,302,501	
流動資産計 59,523,725	
資産合計 2,458,892,290	
	負債合計 (639,522,356)
	1,280,712,016
	【正味資産の部】
	1. 国庫支出金 620,187,069
	(1,199,182,865)
	2. 一般財源等 557,993,205
	(1,819,369,934)
	正味資産合計 1,178,180,274
	負債・正味資産合計 2,458,892,290

(注)貸方の上段()書きは、県債のうち財源措置のないもの(実質残高)のみを負債とした場合の数値

債務負担行為に関する情報	物件の購入等	25,240,531 千円
	債務保証及び損失補償	137,761,000 千円
県債に関する情報	県債のうち翌々年度以降償還予定額(固定負債)	1,009,792,776 千円
	県債のうち翌年度償還予定額(流動負債)	91,847,403 千円

(参考) 連結バランスシート(試案)について

平成17年9月に総務省から示された「地方公共団体の連結バランスシート(試案)について」を参考とし、以下の基準で連結バランスシート(試案)を作成しました。

1 連結の範囲

連結の範囲は、本県の普通会計、公営事業会計(中央病院、高松病院、港湾土地造成、電気、水道用水供給、流域下水道、宅地造成、港湾整備の8公営企業会計と収益事業会計(公営競馬特別会計))並びに本県の関与及び財政支援の下で本県の事務事業と密接な関連を有する業務を実施している関係団体としました。関係団体は、本県が設立した地方三公社(土地開発公社、住宅供給公社及び道路公社)及び本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法法人等とし、具体的には47ページに記載の21団体です。(地方三公社を含む)

2 会計基準

総務省研究会報告を参考として決算統計データから作成した普通会計をはじめ、地方公営企業法施行規則等に基づいて作成した公営企業決算統計の貸借対照表、地方三公社や第三セクターなどについても、それぞれの会計基準等に基づいて作成され、県議会への報告がなされている貸借対照表などによりました。

3 個別会計間の調整

本県会計相互間及び本県普通会計と関係団体間の貸付金・借入金や投資及び出資金・資本金などは、相殺し純計しました。

4 出納整理期間における現金の受払いの調整

普通会計においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等が終了した後の計数を会計年度末に計上していますが、公営企業会計及び関係団体には出納整理期間が存在しないため、連結に際して、普通会計において出納整理期間中に現金の受払い等がなされた場合は、公営企業会計及び関係団体においても、これに対応する現金の受払い等が当該会計年度末に終了したものとして調整を行っています。

連結バランスシート(試案)

(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

借	方	貸	方
[資産の部]		[負債の部]	
1. 有形固定資産		1. 固定負債	
(1) 地方公共団体		(1) 地方公共団体	
普通会計	2,225,980,393	普通会計債	1,002,862,776
公営事業会計	202,989,362	公営企業債	66,090,133
地方公共団体計	2,428,969,755	地方公共団体計	1,068,952,909
(2) 関係団体		(2) 関係団体	
一部事務組合・広域連合	0	一部事務組合・広域連合地方債	0
地方独立行政法人	0	地方独立行政法人長期借入金	0
地方三公社	74,925,189	地方三公社長期借入金	16,730,456
第三セクター	8,178,339	第三セクター長期借入金	52,491,068
関係団体計	83,103,528	関係団体計	69,221,524
有形固定資産合計	2,512,073,283	(3) 債務負担行為	21,776
		(4) 引当金	233,328,212
		(うち 退職給与引当金)	180,953,101
		(その他の引当金)	52,375,111
		(5) その他	1,668,781
		固定負債合計	1,373,193,202
2. 投資等		2. 流動負債	
(1) 投資及び出資金	18,090,297	(1) 翌年度償還予定額	
(2) 貸付金	35,505,472	地方公共団体	91,847,403
(3) 基金	54,016,455	関係団体	26,840,135
(4) 退職手当組合積立金	0	翌年度償還予定額計	118,687,538
(5) その他	70,446,698	(2) 翌年度繰上充用金	0
投資等合計	178,058,922	(3) その他	8,165,342
		流動負債合計	126,852,880
3. 流動資産		負債合計	1,500,046,082
(1) 現金・預金	68,207,349	[資産・負債差額の部]	
(2) 未収金	15,324,903	1. 国庫支出金	690,668,277
(3) その他	35,000,013	2. 都道府県支出金	0
流動資産合計	118,532,265	3. 他団体及び民間出資分	869,126
		4. 一般財源その他	617,248,958
4. 繰延勘定	167,973	資産・負債差額合計	1,308,786,361
資産合計	2,808,832,443	負債及び資産・負債差額合計	2,808,832,443

債務負担行為(本表に計上されないもの)に関する情報

物件の購入等に係るもの	25,554,241	(うち連結対象法人に対するもの)	0
債務保証又は損失補償に係るもの	137,761,000	(同 上)	133,411,000
利子補給等に係るもの	4,596,497	(同 上)	0

<留意点>

この連結バランスシート(試案)は、総務省「連結バランスシート(試案)について」に基づいて作成しています。

この連結バランスシート(試案)は、本県と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を連結して、一つの行政主体であるとみなして作成したものであり、関係団体の資産及び負債等が本県に帰属するものではない点にご留意下さい。

【地方分権改革について】

「地方分権」とは、

個性豊かな地域社会の形成、少子高齢化社会への対応といった、新しい時代の課題に対し、「画一・一律・硬直」から「多様・選択・柔軟」へという時代の大きな流れに的確に対応し得る、住民主導の行政システムに切り替えていくことです。

1 これまでの取り組み

平成12年の地方分権一括法により、機関委任事務が廃止され、国と地方は、法的には対等、協力の関係となりましたが、地方分権推進委員会が最終報告で示したように、税源移譲による地方税財源の充実・確保は、残された大きな課題でありました。

「三位一体の改革」は、こうした経緯を踏まえ、地方税財源の充実・確保、国庫補助負担金の廃止により国の関与をできるだけ排除することなど、真の地方分権の実現に向けた行財政の構造改革として取り組まれると考えられていました。

しかしながら、平成18年度までの「三位一体の改革」においては、画期的とも言える約3兆円の税源移譲が行われたものの、国庫負担補助金の廃止ではなく、補助率の引下げという手法が大部分を占めたため、国の関与が残るなど「地方の自由度を高め、裁量権を拡大する」という観点からは極めて不満が残るものでした。地方分権は、「未完の改革」にとどまっており、多くの国民の共感を呼び起こし、それを支えに改革をもう一度動かすことが必要です。

2 第二期地方分権改革に向けて

平成18年12月に、地方分権改革推進法が成立し、平成19年4月から、内閣府の地方分権改革推進委員会において、地方分権改革の推進に関する基本的事項を調査審議し、その結果に基づき、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告することとなりました。

平成19年7月に、全国知事会は、地方分権改革推進委員会に対し、「中間的な取りまとめ」に盛り込むように、

税収が地方歳出に見合ったものとなるよう、より一層の税源移譲が必要であり、当面、国と地方の税源配分5対5を目指すこと

地方交付税が地方固有の共有財源であることを明確にするため、「地方共有税」として国の一般会計を通さず特別会計に直接繰り入れをおこなう方式に改めること

国と地方の役割分担の見直しと一体的に権限・事務・財源を移譲すること

国庫補助負担金件数の大幅な削減、国の出先機関である地方支分部局の整理・合理化により、二重行政を廃し、国、地方を通じた簡素で合理的な行政組織を確立すること
などの提言を行いました。

平成19年11月に、地方分権改革推進委員会が、来春以降、政府に対し順次行う勧告の方向性を示す「中間的な取りまとめ」を公表しました。この取りまとめでは、国と地方の税源配分の見直しや地域間の財政力格差の是正に向けた具体策については、今後の議論に委ねたものの、分権改革の理念や検討の方向性を明確にしつつ、国の地方に対する義務付け・枠付けについて具体的な見直し方策を示したことは評価できるものであります。

来春以降、順次なされる勧告が、地方の意見を十分踏まえ、真の地方分権につながるものになるよう期待するとともに、地方6団体が、一致結束してこの第2期地方分権改革に力強く取り組んでいかなければならないと考えております。